信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JDUH	134619	フェリーきかい	平成27. 3.10
JGMN	127816	第七十八長久丸	27. 3. 6
JD2249	140319	ふぁるこん	27. 3. 9
JD3060	141234	第十八北栄	27. 3.30
JG4354	126810	第13若三代	27. 3.17
JG4490	127658	筑波丸	27. 3.23
JH3188	130060	第五峰島丸	27. 3.26
JI3649	135948	海栄丸	27. 3.17
JK4918	130982	新陽丸	27. 3.11
JL6050	132932	第一英雄丸	27. 3.27
JM4053	114324	第五安芸丸	27. 3.19
JM6314	133592	白陽丸	27. 3.31

○国土交通省告示第五百九十七号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
A04131126	平成16. 2. 9	125563	第一興栄丸
A0514139	27. 1.24	130549	第六十八興栄丸
A09141319	21. 9.16	127630	第八興栄丸
A10141311	22. 8.16	130091	第六セント丸
A1214132	24. 1.12	130037	第八十八興栄丸

○国土交通省告示第五百九十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年四月二十八日

表を次のように改める。

国土交通大臣　太田　昭宏

会計	項	目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	低公害車普及促進対策費補助金	地域交通グリーン化事業を除く。
	地球温暖化防止等対策費	モーダルシフト等推進事業費補助金	
	公共交通等安全対策費	鉄道施設安全対策事業費等補助金	鉄道施設安全対策事業費補助金に限る。
	鉄道安全対策事業費	鉄道施設総合安全対策事業費補助	老朽化対策事業を除く。
	総合的物流体系整備推進費	広域物資拠点施設整備費補助金	
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	沖縄北部連携促進特別振興事業費	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	北部地域交通連携推進事業に限る。
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全総合対策事業に係るものに限る。
東日本大震災復興特別会計	住宅・地域公共交通等復興政策費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十六年度以前の予算に係る補助金等で平成二十七年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお、従前の例による。

○防衛省告示第八十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関するアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十七年四月二十四日次のとおり決定された。

平成二十七年四月二十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一五四	沼津海浜訓練場	沼津市	国有 公有 民有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル 土地：約一、一〇〇平方メートル 土地：約六〇平方メートル 水域：約一三、五八〇、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が水陸両用車の性能を確認する試験を行うため共同使用する。 使用期間：平成二十七年五月二十一日から同年六月二十日まで 水域：約三一、〇〇〇平方メートル 佐世保市が防波堤の設置工事のため共同使用する。 使用期間：防波堤の設置工事完了の日まで
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市		

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	建物：約四〇平方メートル 工作物：門等 訓練塔等として追加提供する。

○関東地方整備局告示第二百四十七号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年四月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）